

入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧

【※令和8年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がない者対象】

◎本申請必要書類一覧は、令和8年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がない者を対象とした内容です。

令和8年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がある入学料免除、徴収猶予申請者は、**本申請必要書類一覧ではなく、「入学料免除・徴収猶予申請について～本学独自制度申請者用～」の「1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続」で必要書類や必要手続を確認してください。**

※以下、令和8年度後期分授業料免除、徴収猶予の申請予定がない入学料免除、徴収猶予申請者対象※

- 入学料免除・徴収猶予の申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。
確認欄に該当者の続柄を記入するなどして、必要な書類を確かめてください。
なお、家庭の状況を明らかにするため、一覧にない書類の提出を求めることがあります。
- 書類はすべて令和8年10月1日現在の状況を基準にそろえてください。
- マイナンバーの記載がないものを提出してください。**
- 必要書類に「写」とあるものは、A4判の用紙にコピーして提出してください。**
原本がA4判より小さい場合であっても、拡大する必要はありません。
また、複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。
- 提出書類は返却しません。必要書類に「写」とあるものについては、原本を提出しないでください。
- 入学料免除・徴収猶予の申請のために提出していただく各種書類の個人情報は適切に管理し、法令に基づく場合を除き、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除等(申請者のみ)以外の目的のために利用又は提供することはありません。
- (証明書1～7)は「本学ホームページ＞学生生活・就職＞学費・経済支援制度＞学費＞入学料免除及び徴収猶予制度」からダウンロードできます。

【「入学手続時」提出書類】

※提出期間(期限)及び提出方法は、「入学料免除・徴収猶予申請について～本学独自制度申請者用～」の

「1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続」を確認してください。

確認欄	証 明 書 等	備 考
	入学料免除・徴収猶予申請書	
	入学料免除・徴収猶予提出書類確認票	

【「入学手続後」提出書類】

※提出期間(期限)及び提出方法は、「入学料免除・徴収猶予申請について～本学独自制度申請者用～」の

「1. 入学料免除・徴収猶予の申請手続」を確認してください。

I 全員が提出する書類(私費外国人留学生含む)

確認欄	証 明 書 等	備 考
	家庭調書	全3ページ。申請者自身が記入してください。 【「入学手続後」提出書類】の表紙としてください。(書類の中で一番上に配置してください) ※留学生は日本在住の家族についてのみに記入してください。
	世帯全員分の令和8年度「所得証明書」(令和7年分)(写不可)	令和8年1月1日に在住していた市区町村役場で発行を受けてください。 ※無職であっても必要。ただし、次の家族の分は提出不要。 ①申請者本人(「私費外国人留学生」と「独立生計者」は申請者本人についても提出が必要) ②就学中の兄弟 ③未就学児 ④令和8年1月1日時点で就学中であった兄弟 ※令和8年1月1日以降に来日した私費外国人留学生は、提出不要。

II 私費外国人留学生が提出する書類

確認欄	区 分	証 明 書 等
	私費外国人留学生	上のIに掲げる書類に加えて、 ①「経済生活状況申告書(留学生用)」(証明書7) ※指導教員が記載する箇所があります。 ②次の(A)～(C)のうちいずれか1点 (日本在住の同居家族全員分、有効期限内のもの) (A)「健康保険被保険者証」の写 (B)「資格確認書」の写 (C)マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの ③「預金通帳」の写(表紙と最近6ヶ月分の入出金額が確認できるページ) (日本在住の18歳以上の同居家族全員分) ※①「経済生活状況申告書」の収入、支出に係る記載事項と通帳の入出金記録を照合します。 口座が複数ある場合は、その全てについて写しが必要となります。 (母国の口座を含む) ※対象期間のうち、通帳に「合算」と印字された取引内容は、金融機関に合算分の明細を証明する書類の発行を依頼してください。 ④「奨学金決定通知書」の写(奨学金の受給が決定している人のみ)

Ⅲ 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係) (※私費外国人留学生は提出不要)

確認欄	区 分	証 明 書 等	発行所、備考
	1 給与所得のあるもの (アルバイトを含む)		
	申請者本人の所得については、家庭調書に記載した令和8年10月現在の平均月収が8万円以上の場合に給与所得に関する書類が必要です(平均月収が8万円未満の場合は不要)。		
	前年(令和7年)1月1日以前から継続して勤務しているもの	令和7年分「給与所得の源泉徴収票」の写	勤務先
	前年(令和7年)1月2日以降に就職・転職したもの	「給与支払(見込)証明書」(証明書1) ※本学指定様式(証明書1)を使用すること。	勤務先から証明を受けたもの
	2 年金受給者		
	令和7年1月1日以前から「老齢(退職)年金等」の給付を受けているもの	令和7年分「公的年金等の源泉徴収票」の写 ※手元がない場合は、発行元等で再交付の手続きをして提出のこと。 ※「年金額改定通知書」ではありません。	日本年金機構、共済組合等
	令和7年1月1日以前から「障害年金、遺族年金等」の給付を受けているもの	「年金振込通知書」又は「年金支払通知書」の写(いずれも、令和8年10月時点の振込額が記載されている最新のもの)	
	令和7年1月2日以降に年金の給付が始まったもの	「年金証書」の写	
	3 給与・年金以外の所得 (営業、農業、不動産、配当等の所得)があるもの		
	前年(令和7年)以前から継続して所得があるもの	「令和7年分の所得税の確定申告書(第一表・第二表)」の写又は「令和8年度市区町村民税・都道府県民税申告書」の両面の写(令和8年3月16日期限申告のもの) ※ 資産譲渡等にて申告分離課税制度を利用した場合は、分離用(第三表)と付表・計算書などの写しも提出のこと。	税務署又は市区町村役場へ提出した控の写。 収入金額から必要経費を引いた所得金額がマイナスの場合でも提出すること。 ※株式による損益を含む
	令和8年以降に開業・起業したもの	「収支内訳(見込)申告書」(証明書2) ※確定申告等まだ申告がなされていない所得	
	4 内職の収入があるもの	令和7年中に内職で得た収入の「証明書」	内職委託業者 証明書が得られない場合は、内職者本人の「申立書」
	5 令和7年10月以降に臨時所得があったもの		
	家計支持者又は同居している者が死亡した場合	「死亡保険金支払額証明書」の写及び「退職金支給額証明書」の写	保険金は保険会社 退職金は勤務先 資産譲渡は確定申告書第三表 支払日が記載されているかを確認 ※支払日が記載されていない場合は「通帳の写」を提出すること
	退職金	「退職金支給額証明書」の写	
	その他 (資産譲渡、満期保険金等)	「金額・支払日が記載されている書類」の写	

Ⅳ 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係以外) (※私費外国人留学生は提出不要)

確認欄	区 分	証 明 書 等	発行所、備考
	6 就学者がいる世帯		
	新潟大学在学者	「授業料免除証明書」(写不可) ※令和8年度入学者は「在学証明書」(写不可)	新潟大学在学者の「授業料免除証明書」は証明書自動発行機から発行すること。 兄弟姉妹等が令和8年4月に入学する場合は4月1日以降に証明を受けたものに限る。
	新潟大学以外の国立大学(短大、大学院、専攻科、別科を含む。)、高専の在学者	「授業料免除証明書」(証明書3) ※令和8年度入学者は「在学証明書」(写不可)でも可	
	公・私立の大学、高専、専修学校の在学者	「在学証明書」(写不可)	
	小・中・高校在学者	(証明書不要)	

確認欄	区 分	証 明 書 等	発行所、備考
	7 無職の人		
	失業保険受給者	「雇用保険受給資格者証」の写 (表・裏の両面)	予備校生、農業大学校生、防衛大学校生は在学証明書でよい。 無職無収入であっても、令和8年度「所得証明書」(令和7年分)は必要(「I 全員が提出する書類」を参照)
	60歳以上の年金受給者	※Ⅲ2参照すること	
	農業従事、自営業手伝い	(証明書不要)	
	いずれも該当しない人	「無職申立書」(証明書4)及び 次のうちいずれか1点 ①「健康保険被保険者証」の写 ②「資格確認書」の写 ③マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの ※「健康保険被保険者証」、「資格確認書」を提出する場合は、有効期限(令和8年10月1日現在で有効であることを)を確認すること。	
	8 傷病手当金受給者	「傷病手当金通知書」の写及び 「給与支払(見込)証明書」(証明書1)	健康保険組合等勤務先 ※既に退職している場合、(証明書1)は不要
	9 主たる家計支持者が無職又は世帯収入が年間100万円未満の場合	「経済生活状況申告書(日本人学生用)」 (証明書5)	
	10 生活保護受給世帯	「保護決定(変更)通知書」の写 (最新の受給額が記載されているもの)	福祉事務所
	11 母子・父子世帯		
	児童扶養手当受給世帯	「児童扶養手当証書」の写 (手当月額記載のあるもの、有効期限を確認すること。)	市区町村又は都道府県
	児童扶養手当、遺族年金の受給がなく、所得証明書・源泉徴収票等にひとり親控除等の記載がない場合	次のうちいずれか1点 ①「母子・父子家庭証明書」(証明書6) ②「戸籍全部事項証明書」	市区町村役場 ※母子・父子家庭証明書については、民生委員又は町内会長の証明を受けること
	12 障害者のいる世帯	次のうちいずれか一点 ①「障害者手帳」の写 ②「障害年金振込通知書」の写 ③「介護保険被保険者証(要介護5)」の写 ④ 医師等の「診断書」「証明書」(写不可)	市区町村役場 日本年金機構 医療機関 等
	13 長期療養者がいる世帯で、長期療養者にかかる医療費を支払っている世帯	医師等の「診断書」(写不可)及びその治療にかかる直近1ヶ月分の医療費「領収書」の写 ※1 診断書には、「いつ頃から発病したか」「現在の症状」「今後の治療の見通し」「生活習慣病によるものか」「治療を行う診療科」の5点について記載を受けること。 ※2 定期的に負担している医療費が対象となります。 ※3 「治療に関係しない費用」は控除の対象とはなりません。	長期療養者とは、令和8年10月時点で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と医師に認められた者をいう。
	14 主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯	直近1ヶ月分の「電気代」「ガス代」「水道代」「住居費」の「領収書」の写 ※請求書や使用量のお知らせは不可 ※就学者(学生)の別居は対象ではありません。	住居費が給与天引きの場合は最近の給与明細の写。住居手当がある場合は、手当額がわかるものも提出。
	15 過去1年以内に地震・火災・風水害等による被害を受け、将来も長期(3年)にわたり収入減又は支出増が見込まれる場合	「罹災証明書」及び「罹災額が確認できる書類」の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	消防署又は市区町村役場
	16 過去1年以内に盗難による被害を受け、将来も長期(2年)にわたり収入減又は支出増が見込まれる場合	「盗難届出証明書」及び「被害額が確認できる書類」の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	警察署又は市区町村役場
	17 令和7年10月以降に主たる家計支持者が死亡した世帯	「死亡診断書」の写	医療機関等

Ⅴ その他(※私費外国人留学生は提出不要)

確認欄	区 分	証 明 書 等
	18 申請者本人が独立生計者として申請する場合	上のⅠ、Ⅲ～Ⅳに掲げる書類に加えて、次の①及び②の書類が必要となります。 ①次のうちいずれか1点(世帯全員のもの) ・「健康保険被保険者証」の写 ・「資格確認書」の写 ・マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの ②「住民票」(写不可)(世帯全員のものです、世帯主の省略のないもの及びマイナンバーの記載がないもの)
	独立生計者として申請するには、令和8年10月1日現在において次のア～ウのすべてに該当していることが条件となります。 ア. 父母等の扶養親族でない者 イ. 父母等と別居している者 ウ. 本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり(以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者)、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者 (1)前年1月1日以前から令和8年10月1日時点において継続して勤務している場合: ⇒前年の給与収入が150万円以上ある。 (2)前年1月2日以降に就職・転職し令和8年10月1日時点において勤務している場合: ⇒「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上ある。 (3)自営業・農業等の場合:確定申告書等で年間150万円以上の所得がある。 ※令和8年9月30日までに退職し、令和8年10月1日時点で勤務していない場合は無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。	